平成２３年（フ）第４０３号
茨城県水戸市笠原町1097番地の４　サンビレッジ笠原Ｄ棟102号
破産者　神山　三男
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７４号
神奈川県厚木市恩名２丁目22番55号　コーポ高橋105
破産者　久保木明光
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２号
長野県上田市天神１丁目３番５号
破産者　宮澤　重昭
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９９号
長野県千曲市大字磯部594番地１　パナハイツ滝幸101、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢813番地４
破産者　神作　信行
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９７２号
名古屋市名東区高針台１丁目907番地　フレグランス高針台201号
破産者　東野　義己
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１５号
愛知県半田市瑞穂町４丁目４番地の15
破産者　髙橋　照男
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８３号
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15―１豊田自動織機河和寮、住民票上の住所宮城県名取市田高字原488番地の３
破産者　川村　達也
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３２号
名古屋市中川区荒子４丁目287番地　ゆたか苑二階Ｃ号
破産者　食酒屋かんだこと　神田　　章
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７２号
大津市大平２丁目33番４―501号
破産者　桑原　毅彦
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３１号
滋賀県甲賀市信楽町長野1497番地60
破産者　坂　　啓智
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６７号
神戸市垂水区狩口台１丁目16番１―1104号、従前の住所兵庫県西宮市老松町10番２―505号
破産者　緋屋こと　杉本加代子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８９号
広島市中区住吉町６番14―903号
破産者　加藤　　泉
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８１号
広島市中区西川口町15番７―106号
破産者　福永　明誉
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道旭川市東旭川町瑞穂1553番地の３
破産者　安藤　保男
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
北海道旭川市忠和５条４丁目９番６号　グループハウス第５睦荘
破産者　山本　紀行
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５３号
北海道旭川市永山９条14丁目１番12号
破産者　瀬戸　英治
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４号
北海道帯広市西19条南３丁目25番10号
破産者　大通　嘉彦
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
北海道足寄郡足寄町南３条３丁目６番地　カトレアハイツ206
破産者　市原　　尊
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
青森市久須志３丁目15番14号　コーポワタナベ２号
破産者　山田　正明
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係